

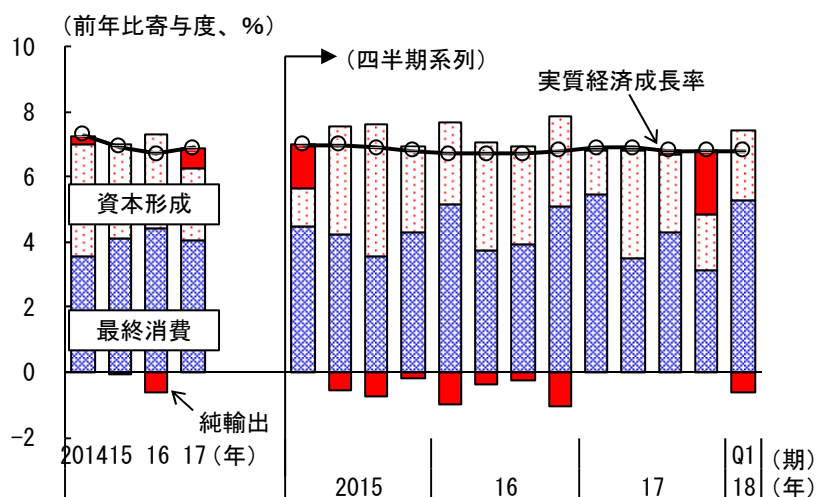
第4節 アジア経済

1. 中国経済の動向

中国では、景気は持ち直しの動きが続いている。実質経済成長率は、17年に前年比6.9%となった後、18年1～3月期には同6.8%となり、政府目標（17年、18年とも6.5%前後）を上回る成長が続いている（第2-4-1図）。世界経済の緩やかな回復に伴い、輸出が増加したため、17年10～12月期には純輸出の寄与が大きく拡大し、17年全体でも3年ぶりにプラス寄与に転じた。また、内需については、雇用・所得環境が改善する中で、消費の伸びが堅調に推移する一方、投資（資本形成）は17年後半以降伸びが低下傾向にある。

本節では、中国経済の最近の動向について、18年の経済運営を概観した後、個人消費や生産等の動向を振り返り、最後に18年の見通しとリスク要因について整理する。

第2-4-1図 中国の実質経済成長率



（備考）中国国家统计局より作成。

（1）18年の経済運営

18年3月に開催された、第2期習近平政権で初となる全国人民代表大会（全人代）¹において、中国政府は18年の主要な目標として、実質経済成長率を6.5%前後、都市部新規就業者数を1,100万人以上、都市部調査失業率²を5.5%以内、都市部登録失業率を

¹日本の国会に相当。

²従来、都市戸籍を持つ者のみを対象とする「都市部登録失業率」が目標とされていたが、都市戸籍を持たない農民工等も含む都市部常住人口を対象とする「都市部調査失業率」が初めて目標に取り入れられた。

4.5%以内とすることなどを掲げた。実質経済成長率の目標値は、17年と同じであるが、「我が国の経済が既に高速成長の段階から質の高い発展を目指す段階へと切り替わっている実情に即している。経済のファンダメンタルズと雇用吸収力からみて、6.5%前後の成長率であれば比較的十分な雇用を確保できる」としている。

財政政策については、「積極的な財政政策」を維持するとされたものの、財政赤字・GDP比（国と地方の合計）については、17年の3.0%から2.6%に引き下げられた。

金融政策については、「穏健な金融政策の中立性を維持する」と昨年と同様のスタンスが示されたが、一方で、これまで数値目標が掲げられていたM2等の数値目標は示されず、「通貨供給量をしっかりと管理し、M2、貸出、社会融資規模の合理的増加を保ち、流動性の合理的安定を維持する」とされた。

また、18年の重点課題として9項目が挙げられ、従来から重点課題とされていた供給側構造改革等に加えて、新たに「三大堅塁攻略戦」（3つの最も困難な課題の克服）への取組が盛り込まれた（第2-4-2表）。「三大堅塁攻略戦」は、17年10月に開催された共産党大会において、20年までの「小康社会」（ややゆとりのある社会）の実現に向け、3つの最も困難な課題である「重大リスク（金融リスク）の防止・解消」、「的確な貧困脱却」、「汚染対策」に取り組むとされたものであり、これが18年の重点課題としても位置付けられた。なお、全人代における国家発展改革委員会の報告には、17年の政策目標とされた65の主要指標について、それらの達成状況が示されているが、19の拘束性指標³のうち未達成となった3つの指標は、いずれも環境汚染に関連するものであった⁴。

以下では、18年の重点課題のうち、供給側構造改革の動向について簡単に触れた後、「三大堅塁攻略戦」として挙げられた3つの課題について概観する。

³目標値には、所期性指標と拘束性指標があり、前者は国の期待を反映した発展目標、後者は強制的かつ固定的なもので、国のマクロコントロールの意図を示しており、達成が義務付けられる目標である。

⁴未達成となった3指標は、「非化石エネルギー消費量・1次エネルギー消費量比」、「地区級・地区級以上の都市における大気の清浄な日の割合」（地区級は省級の一段下の行政区で省・自治区直轄の行政区）、「地表水の水質がIII類以上の割合」（水質をI類～V類及びV類以下の6段階に分類しており、III類以上が飲用水として利用可能な水質）。

第2-4-2表 2018年の重点課題

課題	具体的な政策
(1) 供給側構造改革の推進	新たな原動力の発展、製造強国づくりの加速、過剰生産能力の削減、企業の税負担の更なる軽減（増値税の税率を3段階から2段階に統合、企業や個人の税負担を8,000億元以上軽減等）等
(2) イノベーション型国家の建設加速	国家イノベーション体系の建設強化、イノベーション奨励政策の徹底と万全化、大衆による起業・革新のレベルアップ
(3) 基礎となり鍵となる分野の改革の深化	国有資本・国有企業の改革推進、民営企業の発展の後押し、財政・租税システム改革の深化等
(4) 三大堅塁攻略戦への取組（3つの最も困難な課題の克服）	
	重大リスクの防止・解消 金融監督管理の統一的企画・協調の強化、地方政府の債務リスクの防止・解消等
	的確な貧困脱却 農村貧困人口を更に1,000万人以上削減等
	汚染対策 二酸化硫黄と窒素酸化物（Nox）の排出量を3%削減、重点地区のPM2.5濃度の引下げ等
(5) 農村振興戦略の実施	「インターネット＋農業」の発展による農民収入の増加、農村における第1次、2次、3次産業の融合発展等
(6) 地域間の調和発展戦略の推進	基本公共サービスの均等化の推進、都市・農村間及び地域間の発展格差の着実な縮小等
(7) 消費の積極的な拡大と有効投資の促進	新エネルギー車の取得税優遇策の3年延長、インフラ投資の推進（鉄道7,320億元、道路・水運1兆8,000億元前後、建設中の水利プロジェクトに1兆元）等
(8) 全面的開放の新たな構造の形成	「一帯一路」における国際協力の推進、外資による投資の安定した伸びの促進等
(9) 民生の保障と改善のレベルの引上げ	就業・起業の促進、所得水準の着実な引上げ、公平かつ良質な教育の発展、「健康中国」戦略の実施等

（備考）全人代「政府活動報告」より作成。

まず、供給側構造改革についてみると、新たな成長の原動力として、ビッグデータ、次世代人工知能（AI：Artificial Intelligence）等への取組を推進するとともに、引き続き過剰生産能力の解消にも取り組んでいくとされ、鉄鋼で3,000万トン前後、石炭で1.5億トン前後の追加削減目標が示された。鉄鋼については、第13次5か年計画（16～20年）に、1～1.5億トンの生産能力を削減するとされているが、17年までに1.2億トンを削減しており、18年の目標を達成すれば、目標を最大まで達成することとなる。石炭については、16年からの3～5年間で5億トン前後の生産能力を削減するほか、企業再編により5億トン前後を減量するとされており、17年までに5.4億トンが削減された。なお、国家発展改革委員会は、こうした鉄鋼、石炭での取組は、板ガラス、セメント、電解アルミニウム等においても参考になるであろうと述べており⁵、今後、他分野での取組も進められていくものとみられる。

（重大リスクの防止・解消）

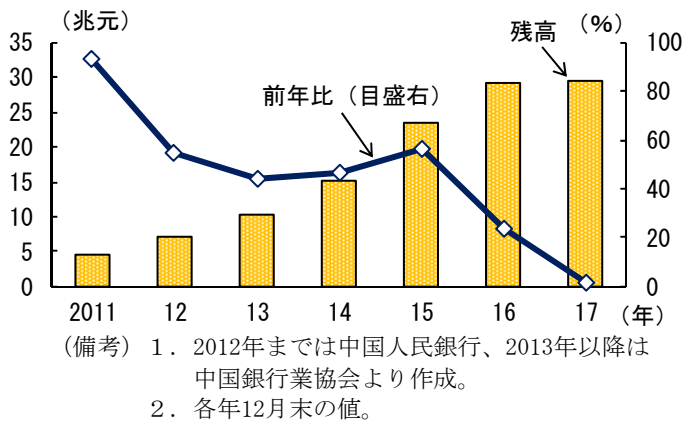
17年12月に開催された中央経済工作会議では、「重大リスクの防止・解消」の重点は、金融リスクの防止・コントロールであるとされ、18年3月の全人代では、「金融監督管

⁵18年3月6日国家発展改革委員会による全人代記者会見。

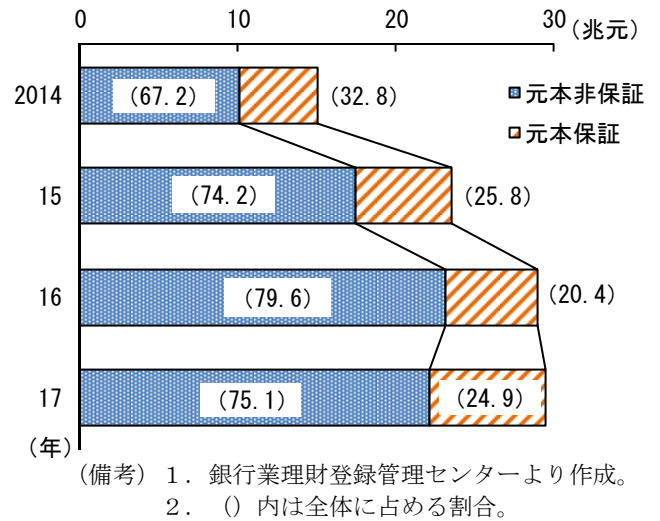
理の統一的な調整を強め、シャドーバンキング、インターネット金融、金融持株会社等に対する監督管理を万全にし、金融監督管理を更に充実させる」とされた。17年11月には、規制当局間の連携強化を目的とした国務院金融安定発展委員会が設立されたが、これに続き、18年の全人代で承認された国務院の機構改革の一環として、銀行業監督管理委員会と保険業監督管理委員会を統合し、銀行保険監督管理委員会が新設された。この趣旨としては、従来の体制下では監督管理の職責が不明瞭で、権限の重複や空白等の問題があったことから、その解消を図り、総合的な監督監視を強化する必要があるためとされている。金融監督管理体制が分散し、縦割りとなっていた中で、シャドーバンキングが業態をまたいで複雑化するなど、より総合的な管理体制の必要性が高まっていたことが背景の1つとみられる。また、これまで銀行業監督管理委員会と保険業監督管理委員会が有していた機能のうち重要法律・法規とプルーデンス政策の立案機能は中国人民銀行に移管され、規制制定と実施のための組織を分離する体制となった。

政府が、17年以降、金融リスクの防止に向けた動きを強める中、シャドーバンキングの代表的な存在である理財商品の残高は、11～15年は年平均50%を超える高い伸びを示していたが、17年には前年比1.7%となり、増勢が急速に鈍化した（第2-4-3図）。この要因を元本保証型と非保証型の理財商品に分けてみると、元本非保証型が17年に減少に転じ、理財商品全体に占める割合も低下している（第2-4-4図）。理財商品の問題の1つに、その多くがオフバランスであり、元利非保証とされているにもかかわらず、販売元である銀行が事実上元利を保証する、暗黙の元本保証（「剛性兌付」）が浸透している点が挙げられる。16年に金融リスク防止の観点から商業銀行の財務状況を査定するマクロプルーデンス評価が導入されたが、17年にはオフバランスの理財商品の販売で調達した運用資金もこの評価対象に含める規制強化が行われた。この影響もあり、17年に元本非保証型の理財商品が減少に転じたものとみられる。また、理財商品の販売先をみると、金融機関向けの構成比が低下している（第2-4-5図）。理財商品の組成の複雑化が進む中、金融機関間の理財商品の取引の増加は、デフォルトの影響が広範囲に波及する可能性を高くするなど、金融リスクを高めると考えられ、17年3、4月を中心に銀行業監督管理委員会は、相次いで理財商品の業務運営や資産運用の適正化等を目的とした規制強化を行った。これには、理財商品の設計・運用の透明性確保等の内容が含まれており、金融機関向け理財商品の構成比の低下は、そうした規制強化の効果の現れとみられる。

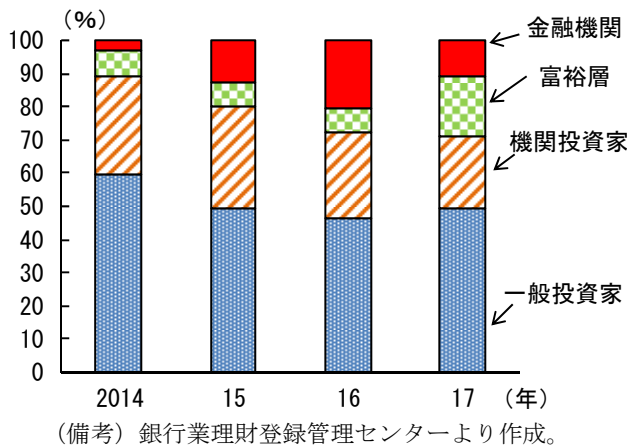
第2-4-3図 理財商品残高



第2-4-4図 理财商品の商品構造



第2-4-5図 理财商品の販売先構成



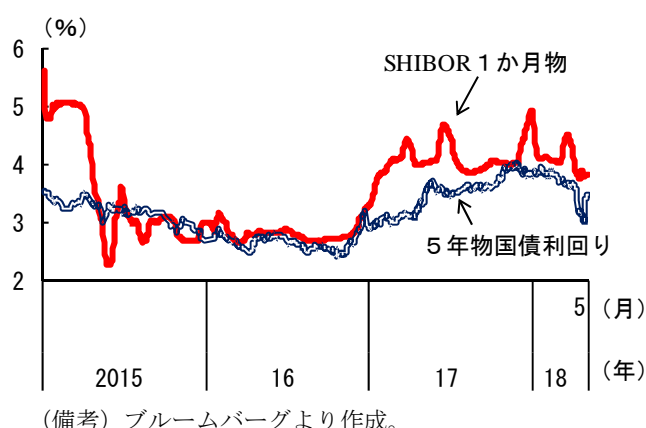
さらに、18年4月には、17年11月にパブリックコメントのため草稿が示されていた「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見」が、人民銀行、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、外為管理局の連名で正式に公表され、即日実施された。本意見は、銀行、信託、証券等、金融機関の資産管理業務を統一的に規制するものであり、資産管理業務における元本・収益保証（暗黙の保証を含む）の禁止等を含むほか、資産管理商品による他の資産管理商品への投資を一階層までとする規定も設けられている。なお、本意見の全面的な実施までに移行期間が設けられており、意見公表後に新たに発行される資産管理商品に係る業務については、新規定に適合させなければならないとされているが、既存の業務については、調整のための猶予が与えられている。草稿段階では、この移行期間について、19年6月までとしていたが、20年末に延長され、新規制への移行を慎重に進めていく様子が見えてくる。

このような理財商品等のシャドーバンキングへの規制強化により、流動性に対する需

給が幾分引き締まってきており、17年に入り上海銀行間取引金利（SHIBOR）や国債等の市場金利が上昇している（第2-4-6図）。特に、中小銀行は理財商品等を通じた資金調達や運用を積極的に行ってきたとみられ、規制強化の影響を受けやすいと考えられる。一方で、資金需給の引締まりに配慮した対応もみられる。人民銀行は、18年1月から小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を引き下げ（引下げ幅は0.5%又は1.5%ポイント）、更に4月には大型商業銀行、株式制商業銀行等の預金準備率を1%ポイント引き下げた。後者については、準備率引下げで生じた超過準備をまず中期貸出ファシリティー（MLF）を通じた借入の返済に充て、残額を小規模・零細企業への融資に用いることを求めている。続いて7月にも、大型国有商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行等の預金準備率を0.5%ポイント引き下げ、中小銀行に対しては、準備率引下げで生じた超過準備を小規模・零細企業への融資に用いるよう求めた。さらに、18年7月2日には、18年における第1回国務院金融安定発展委員会が開催され、重大リスク防止・解消に向けた取組について審議されるとともに、金融市場の流動性については合理的に十分な状況に維持することとされた。これらにより流動性に対する需給が緩和され、銀行の資金調達コストの軽減が期待される。なお、7月の引下げでは、大型国有商業銀行と株式制商業銀行に対しては、超過準備と市場から調達した資金を用いて債務の株式化を実施することを促しており、企業の過剰債務問題の改善を後押しするものともなっている（企業の過剰債務問題については第1章参照）。

このように、金融リスク防止への取組については、具体的な進捗もみられており、今後も実体経済への影響を考慮しながら、更なる取組が進められることが期待される。

第2-4-6図 中国の市場金利

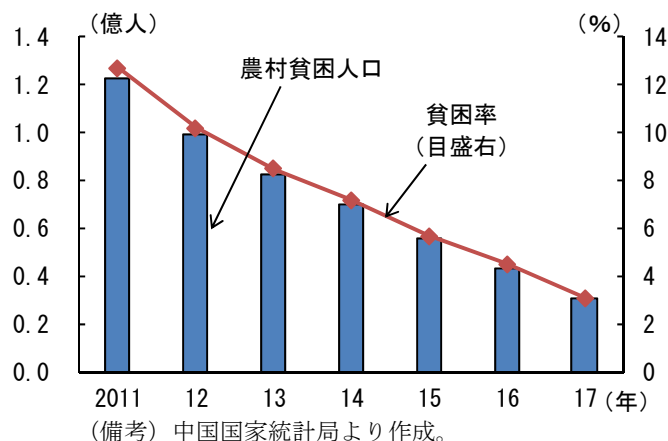


(的確な貧困脱却)

中国では、90年時点で総人口の3分の2が、世界銀行が定義する国際貧困ライン、すなわち1日1.90ドル未満⁶で生活する貧困人口に当たり、農村部を中心に政府による貧困削減に向けた取組が進められてきた。中国経済の高成長に加え、貧困削減への取組もあり、総人口に占める貧困人口の比率である貧困率は急速なペースで低下してきた。世界銀行によれば、世界全体の貧困率は90年の35.3%から13年には10.7%に低下したが、中国では66.6%から1.9%に大幅に低下している。

中国政府は、80年代半ばから、貧困削減を重要課題と位置付け、貧困地域を指定し、重点的な支援を行っており、「国家八七貧困対策攻堅計画（94～2000年）」、「中国農村貧困対策開発要綱（01～10年、11～20年）」等の計画を策定し、インフラ整備、義務教育や基本医療の普及等、様々な取組を実施してきた。86年には独自の貧困ラインを定め、数次にわたる引上げを経て、現行基準では一人当たり年間収入2,300元未満（10年固定価格）を貧困人口と定義し⁷、20年までに農村部の貧困人口を解消するとの目標を掲げている⁸。本基準による農村部の貧困人口の推移をみると、10年の1億6,567万人（貧困率17.2%）から、17年には3,046万人（貧困率3.1%）にまで削減されている（第2-4-7図）。ただし、17年の貧困人口を地域別にみると、東部地域では300万人（貧困人口の9.8%）、中部地域では1,112万人（同36.5%）、西部地域では1,634万人（同53.6%）となっており、地域間で格差がみられる。

第2-4-7図 農村貧困人口の推移



このように、一定の貧困ライン以下の絶対的貧困人口の削減は急速なペースで進んで

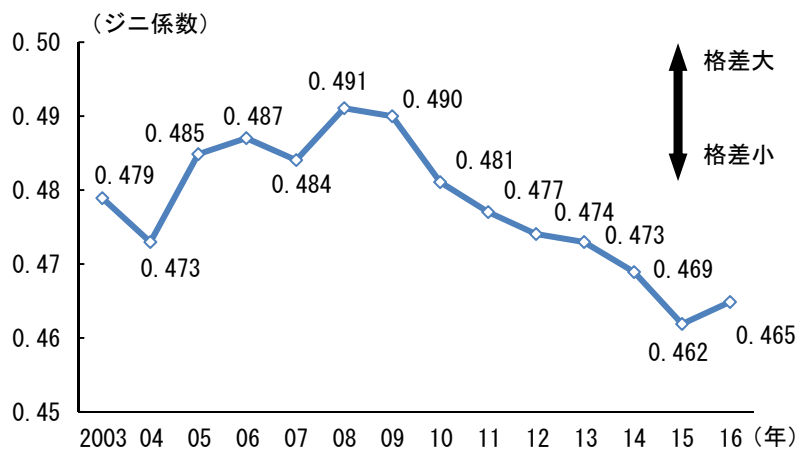
⁶世界銀行による国際貧困ラインは、11年の購買力平価（PPP）で、一人当たり1日1.90ドル。

⁷中国国家统计局によれば、これは世界銀行の貧困ラインの1.2倍に相当する。

⁸国務院「脱貧困の攻略戦への勝利に関する決定」（15年11月29日）

おり、このペースが継続すれば、目標達成は不可能ではないとみられる。しかし、中国国内における相対的所得格差を示すジニ係数⁹（可処分所得ベース）をみると、08年をピークにやや低下しているものの、16年時点でも0.465と高く、相対的な所得格差は大きい¹⁰（第2-4-8図）。今後の安定的な経済成長のためには、相対的貧困の解消にも取り組んでいくことが必要と考えられ、これには中長期的な対応が求められる。

第2-4-8図 ジニ係数



(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
2. 可処分所得ベース。

(汚染対策)

中国では、第11次5か年計画（06～10年）以来、二酸化硫黄等の環境汚染物質の削減を拘束性指標に設定するなど環境改善に取り組んでおり、これまで一定の成果を挙げてきた。第13次5か年計画（16～20年）では、PM2.5等の大気汚染改善の目標が新たに拘束性指標として追加されている。また、別途設けられていた「大気汚染防止行動計画」（「大気十条」）の計画終了年が17年であったこともあり、17年以降、大気汚染対策を中心により急速なペースで環境汚染対策を進める姿勢がみられる。

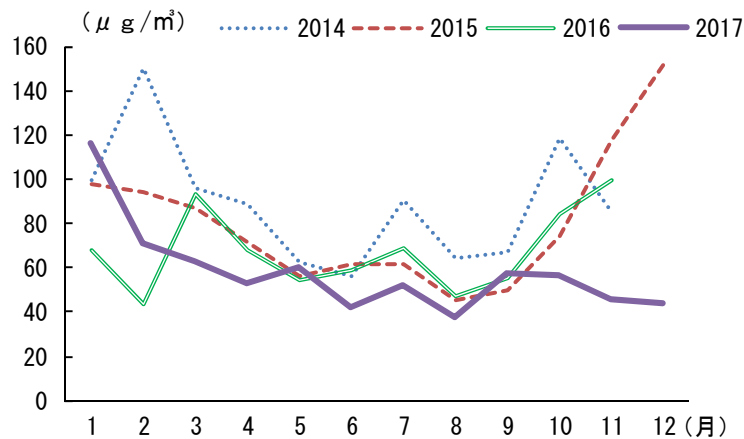
大気汚染が深刻な北京のPM2.5の状況をみると、例年大気汚染が深刻化する冬季においても、17年は濃度が上昇しておらず、対策の成果がみてとれる（第2-4-9図）。また、18年7月には、「大気十条」に続く、新たな大気汚染対策の総合的な計画として「青空を守る戦い」3か年計画が発表され、PM2.5の濃度引下げ等の数値目標について、第13次5か年計画の目標を既に達成している省はその成果を維持し、未達成の省は目標を全面的に実現し、北京市については目標より更に高い改善を目指すこととされた。

⁹ジニ係数は、0から1の値をとり、1に近いほど所得分布が不平等なことを表す。

¹⁰中国国家統計局は、最適なジニ係数についての国際的な基準はないが、ジニ係数0.2未満は住民の収入が過度に均等化されており、0.2～0.3は比較的均等化されており、0.3～0.4は比較的合理的、0.4～0.5は格差が大きすぎ、0.5以上は格差が著しく大きいと解説している。

他方、さきにも触れたとおり、17年の拘束性指標のうち未達成となった3指標は、いずれも環境汚染に関するものであり、目標達成に向けて引き続き汚染対策への取組が進められていくものとみられる。

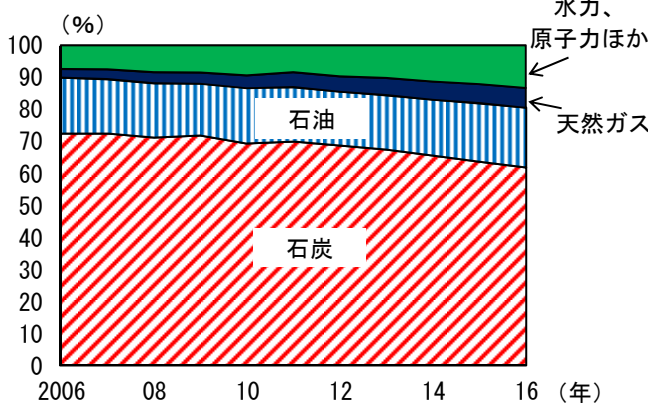
第2-4-9図 PM2.5の推移（北京市）



（備考）中国環境監測センターより作成。

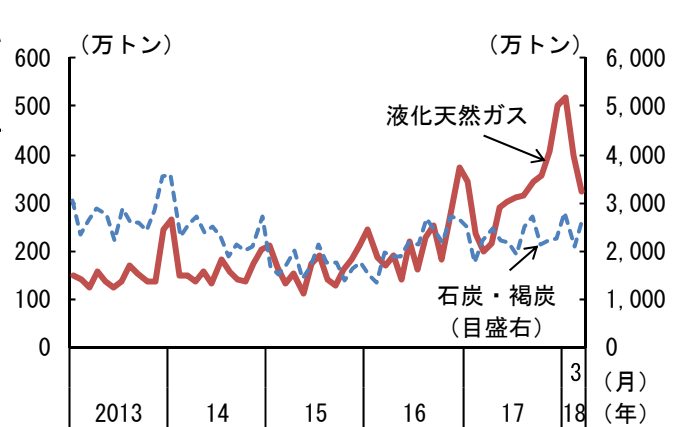
また、大気汚染の大きな要因の1つとして、大量の石炭使用が挙げられる。中国は、世界の石炭消費量の約5割を占め、世界最大の石炭消費国となっている。政府は、第13次5か年計画終了年の20年までにエネルギー消費に占める石炭消費の比率を58%以下に引き下げるとしている。中国のエネルギー消費の内訳をみると、近年、石炭のシェアは低下傾向にあり、06年の72.4%から16年には62.0%に低下している（第2-4-10図）。また、政府は、石炭から天然ガスへの移行を推進しており、17年以降、液化天然ガスの輸入が急増するなどの変化もみられる（第2-4-11図）。

第2-4-10図 エネルギー消費の内訳



（備考）中国国家統計局より作成。

第2-4-11図 液化天然ガスの輸入量



（備考）中国海関総署より作成。

このように、汚染対策は環境汚染改善の目標達成に一定の効果を奏しているものの、一方で、石炭消費の制限や汚染源となる業種への厳しい生産制限等も行われ、鉄金属加工業（鉄鋼等）、非鉄金属加工業（アルミ等）等の一部業種を中心に生産活動を下押ししているとみられることから、短期的な経済への悪影響には留意が必要である。

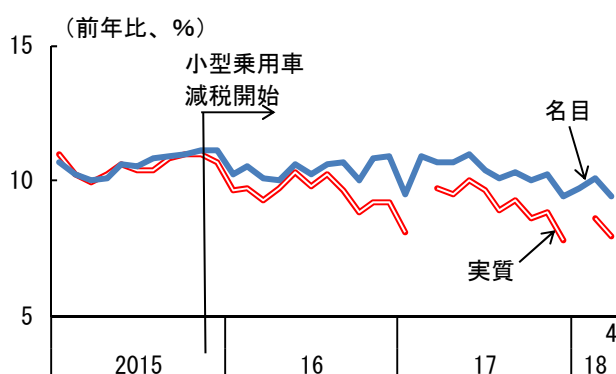
（２）個人消費は堅調に推移

（i）最近の個人消費の動向

（小売総額）

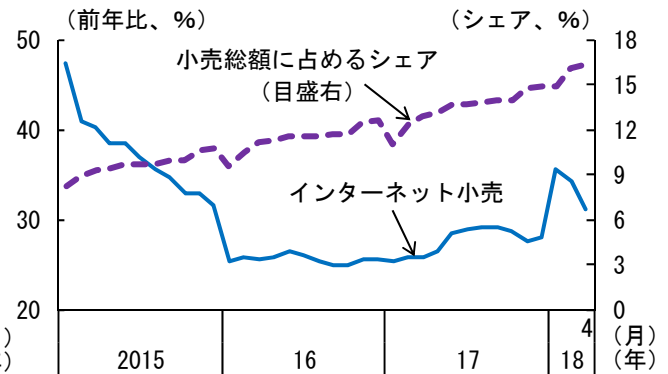
次に、最近の個人消費の動向をみると、小売総額（実質値）の伸びは、おおむね横ばいとなっており、堅調に推移している（第2-4-12図）。小売総額のうちインターネット小売が前年比30%を超える高い伸びで推移し、シェアも16%前後まで高まりつつある（第2-4-13図）。

第2-4-12図 小売総額



(備考) 1. 中国国家统计局より作成。
2. 2017年3月、2018年1-2月の実質値は未公表。

第2-4-13図 インターネット小売



(備考) 1. 中国国家统计局より作成。
2. 年初来累計。

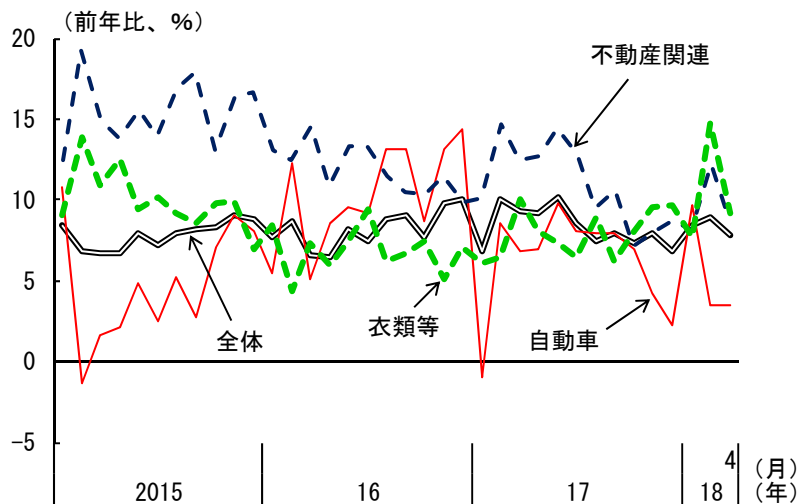
品目別の小売の動向を、データが公表されている一定規模以上の企業¹¹における商品小売総額（名目値）でみると、衣類等などでやや伸びが高まる一方、自動車や不動産関連（家電、家具、建築及び塗装材料）では17年後半に伸びに鈍化傾向がみられた（第2-4-14図）。自動車については、16年末が小型乗用車の減税期限¹²と当初されたことから、16年後半に駆け込み需要が生じたため、17年後半にその反動が現れたものと考えられる

¹¹一定規模以上の企業とは、主な営業収入2,000万元以上の卸売業、500万元以上の小売業、200万元以上の宿泊及び飲食業を指す。

¹²排気量1.6L以下の小型エンジン搭載車に対する車両購入税の税率を10%から5%に引き下げる優遇策であり、15年10月から16年12月まで実施した後、17年には税率を7.5%として優遇策を延長し、18年に税率を10%に戻した。

(詳細は後述)。また、不動産関連については、16年後半以降実施されてきた不動産価格抑制策を受けて、不動産販売面積の伸びが鈍化したことが影響したものとみられる(後掲第2-4-35図)。

第2-4-14図 商品小売総額の内訳(名目値・一定規模以上の企業)



- (備考) 1. 中国国家統計局より作成。
 2. 一定規模以上の企業とは、主な営業収入2,000万元以上の卸売業、500万元以上の小売業、200万元以上の宿泊及び飲食業を指す。
 3. 「不動産関連」は、家電、家具、建築及び塗装材料の平均。
 4. 2017年におけるシェアは、自動車28.0%、不動産関連10.3%、衣類等9.6%。

(自動車販売台数)

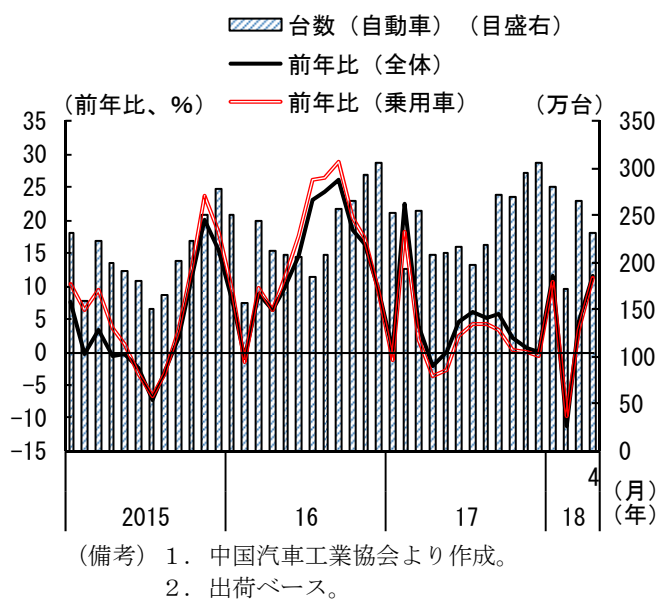
自動車販売の詳細を自動車販売台数(乗用車・商用車の合計、出荷ベース)で見ると、小型乗用車減税に伴う駆込み需要の反動により17年後半に、乗用車の伸びが低下したことから、自動車全体の伸びも低下した(第2-4-15図)。しかし、減税終了後の18年以降、自動車販売台数は乗用車・商用車ともに再び堅調に推移している。

排気量別にみると、減税対象であった排気量1.6L以下の乗用車は、17年3月から18年初にかけて前年比マイナスで推移していたが、18年3月以降、前年の低い水準の反動もあるものの、持ち直している(第2-4-16図)。また、車種別にみると、SUV(Sport Utility Vehicle: スポーツ用多目的車)の人气が高まっており、17年は乗用車全体の販売台数が前年比1.4%であったのに対し、SUVは同13.3%となり、乗用車に占めるシェアも13年の16.7%から17年には41.5%に高まるなど、乗用車市場の構造に変化もみられ、政策効果だけではなく、所得の向上が販売の拡大に寄与していることがうかがえる(第2-4-17図)。なお、自動車保有台数は、16年時点で都市部でも100世帯当たり35.5台と低く、今後も、所得の増加に伴い、乗用車は着実に普及していくものと見込まれる(後掲

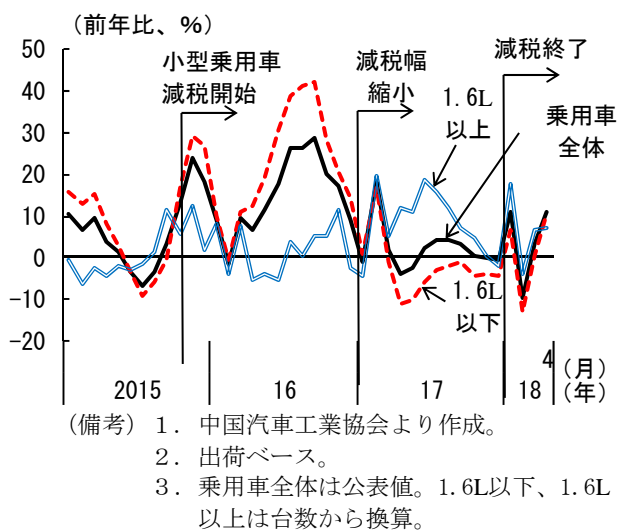
第2-4-20図)。

また、中国自主ブランドメーカーを中心とした自動車産業の発展や大気汚染の改善を促すため、中国政府は「新エネルギー車」¹³の普及を推進しており、新エネルギー車に対し車両購入税の免除や補助金の給付等の支援策を講じてきた。こうした政策効果もあり、新エネルギー車の販売台数は急増し、17年は年間約78万台となった(第2-4-18図)。新エネルギー車のうちEV(電気自動車)の新車登録台数の動向をみると、中国は世界の62.4%(17年)のシェアを占めており、世界最大の市場となっている¹⁴。さらに、17年末で終了予定だった新エネルギー車に対する車両購入税の免除が、20年末まで延長されることが17年12月末に公表された。自動車販売台数に対する新エネルギー車のシェアは17年時点で2.7%に過ぎないが、車両購入税免除の延長に加え、19年より各自動車メーカーに一定比率の新エネルギー車の生産又は輸入・販売が義務付けられることなどから、今後、これらが新エネルギー車の市場拡大を下支えしていくものとみられる。

第2-4-15図 自動車販売台数



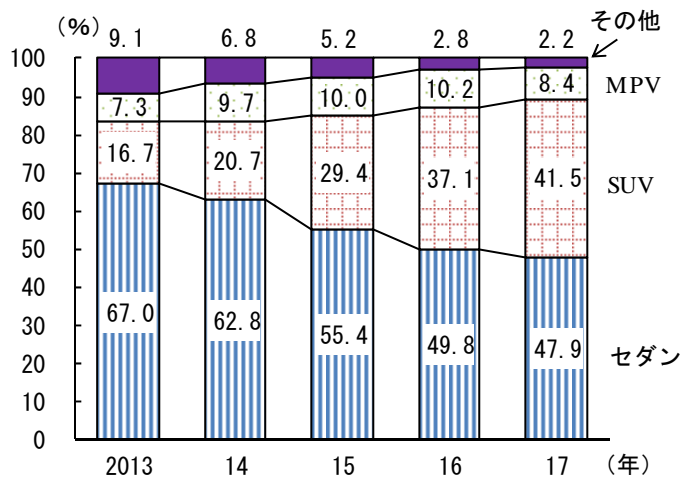
第2-4-16図 乗用車販売台数(排気量別)



¹³中国政府により、「新エネルギー車」として、現在、EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド車)、FCV(燃料電池自動車)が指定されている。

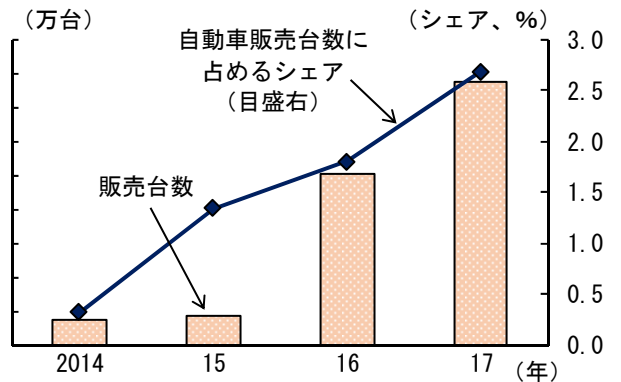
¹⁴IEA(国際エネルギー機関)「Global EV Outlook 2018」

第2-4-17図 乗用車販売台数（車種別）



(備考) 1. 中国汽车工業協会より作成。
2. 出荷ベース。

第2-4-18図 新エネルギー車販売台数



(備考) 1. 中国汽车工業協会より作成。
2. 出荷ベース。

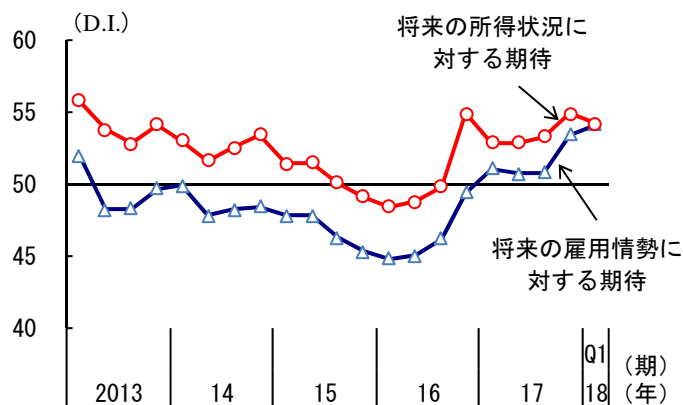
(当面の個人消費)

当面の個人消費の動向を占うため、将来の所得や雇用に対する消費者マインドをみると、「将来の所得状況に対する期待」、「将来の雇用情勢に対する期待」とともに16年末から17年初に改善の基準である50を上回り、その後も改善傾向が続いている（第2-4-19図）。

さらに、18年の全人代における政府活動報告では、個人所得税の基礎控除額を7年ぶりに引き上げるとともに、教育費や重大疾患医療費等の特別控除額を拡大するとの方針が示されている。

このように、消費者による将来の所得と雇用に対する期待の改善が続いていること、政策による所得水準の引上げが行われる見込みであることから、今後も消費の堅調さが維持されるものと期待される。

第2-4-19図 消費者による将来の所得状況・雇用情勢に対する期待



- (備考) 1. 中国人民銀行「都市預金者アンケート調査」より作成。
 2. 全国の50都市において2万人の預金者を対象に調査を実施。
 3. 50を上回れば改善、下回れば悪化を示す。

(ii) 個人消費の構造

次にやや長い視点から個人消費の動向を捉えるため、耐久消費財の普及状況と家計の消費支出の構造を概観する。

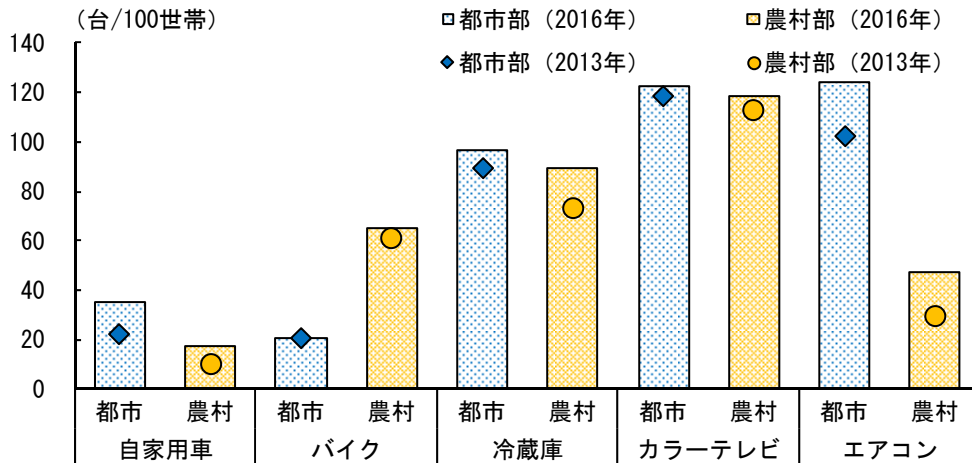
(耐久消費財の普及拡大)

耐久消費財の普及状況をみると、自家用車については、100世帯当たり保有台数が、16年に都市部で35.5台、農村部で17.4台となっており、13年に都市部で22.3台、農村部で9.9台であったのに対し急速に普及が進んでいる。しかし、例えば17年の日本の保有台数は125.2台であり、依然として中国における普及の余地は大きい(第2-4-20図)。

自動車以外の主要耐久消費財の保有台数をみると、冷蔵庫やカラーテレビは、都市部、農村部ともに1世帯に約1台が既に保有されているが、エアコンは農村部での普及が遅れており、また、バイクは都市部に比べ所得の低い農村部で普及している。

このように、冷蔵庫やカラーテレビの普及は進んでいるものの、自動車や農村部におけるエアコンの普及にはいまだ拡大余地が残っており、所得の上昇に伴いそれらが普及することで、今後の消費が拡大していくことが期待される。

第2-4-20図 耐久消費財保有率

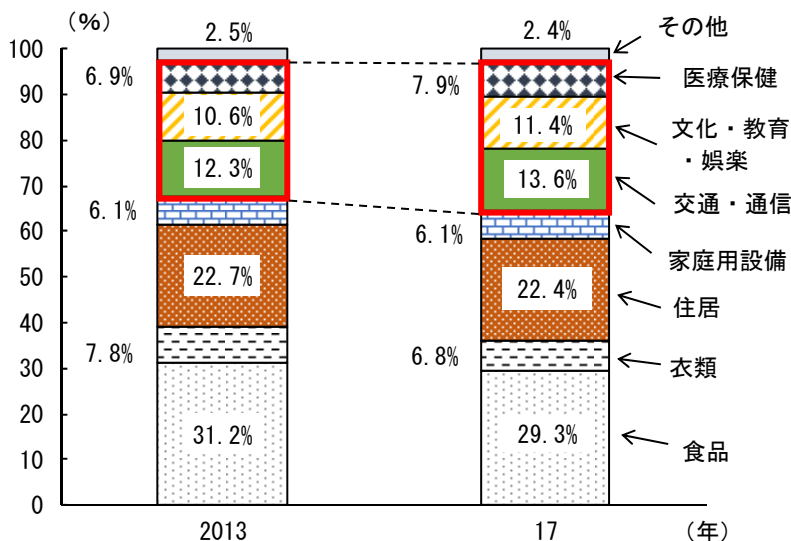


(備考) 中国国家統計局より作成。

(サービス消費の拡大)

次に、家計の消費支出の構造について、13年と17年を比較すると「医療保健」、「交通・通信」、「文化・教育・娯楽」といったサービスへの支出割合が上昇している（第2-4-21図）。これら3項目の合計が17年には全体の3割を超えており、「モノ」消費から「コト」消費への移行が進んでいる様子が見えてくる。

第2-4-21図 消費支出の推移



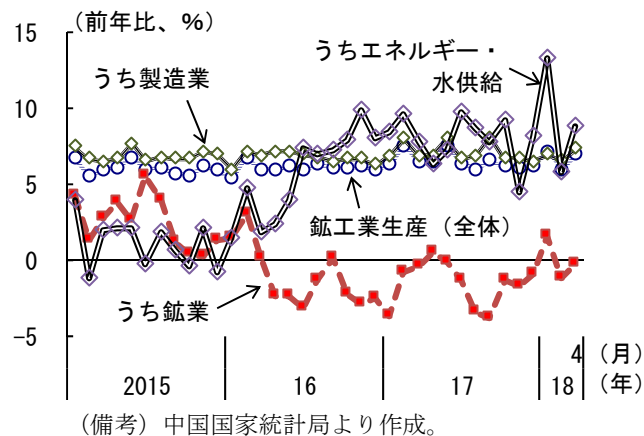
(備考) 中国国家統計局より作成。

以上のおり、中長期的にみて、耐久消費財の普及やサービス消費の拡大が、今後の中国の個人消費をけん引していくものと期待される。

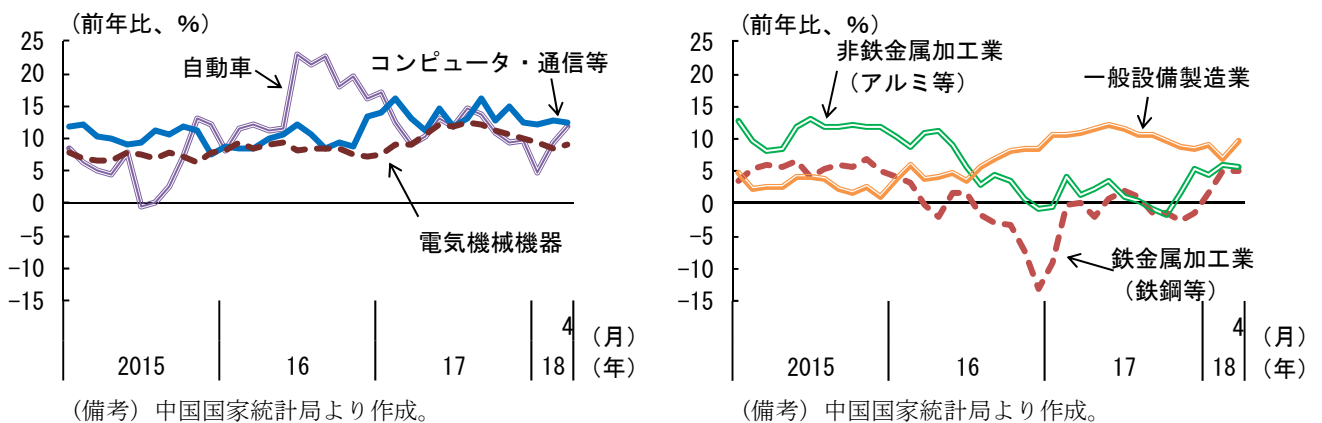
(3) 生産は伸びがおおむね横ばい

鉱工業生産は、伸びがおおむね横ばいで推移している。内訳を業種別にみると、鉱業については、過剰生産能力の削減や環境保護対策の強化の影響もあり、低調な伸びが続いている（第2-4-22図）。製造業については、全体としては堅調に推移しているが、コンピュータ・通信等、一般設備製造業等で高い伸びが続く一方、過剰生産業種とされる鉄金属加工業（鉄鋼等）、非鉄金属加工業（アルミ等）等では伸びが低く、業種によりばらつきがみられる。ただし、後者についても、前年が低水準だったこともあり、17年末頃から持ち直してきている（第2-4-23図）。自動車については、17年半ばから伸びが低下傾向にあったが、これは、小型乗用車減税の終了期限とされた16年末に向け駆け込み需要が生じたため、16年後半に生産が大幅に増加した反動とみられる。減税終了後の18年には、さきにした堅調な自動車需要を受け、自動車生産は4月に再び前年比2桁台の伸びに回復している。

第2-4-22図 鉱工業生産（付加価値ベース、実質）



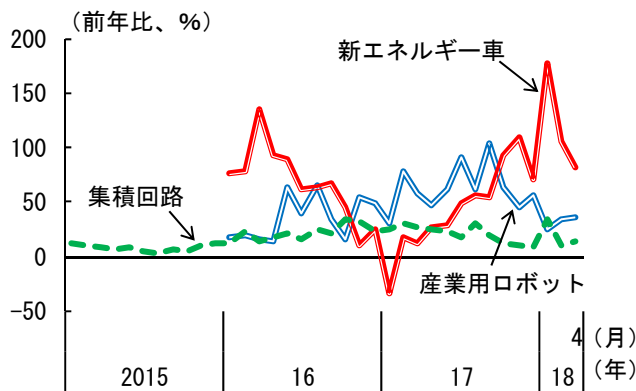
第2-4-23図 鉱工業生産（付加価値ベース、実質）製造業内訳



また、品目別（数量ベース）の特徴をみると、中国政府が進める「中国製造2025」等の製造業の高度化への取組も背景に（詳細は後述）、新エネルギー車、産業用ロボット、集積回路といった高付加価値品の生産が活発となっており、18年に入ってから、新エネルギー車が前年比80%以上、産業用ロボットが同20~30%台、集積回路が同10~30%台と高い伸びを示している（第2-4-24図）。このうち、集積回路については、14年に策定された「国家IC産業発展推進綱要」により国産化を推進することとされ、また「中国製造2025」の重点産業の1つともされており、集積回路への設備投資が活発化していることが、生産拡大の背景にある。半導体製造装置の地域別売上高をみると、16年半ばから世界的に増加基調となる中、中国における売上高も増加傾向となっている（第2-4-25図）（新エネルギー車は前述（2）（i）最近の個人消費の動向を参照、産業用ロボットは後述（4）（ii）製造業投資を参照）。

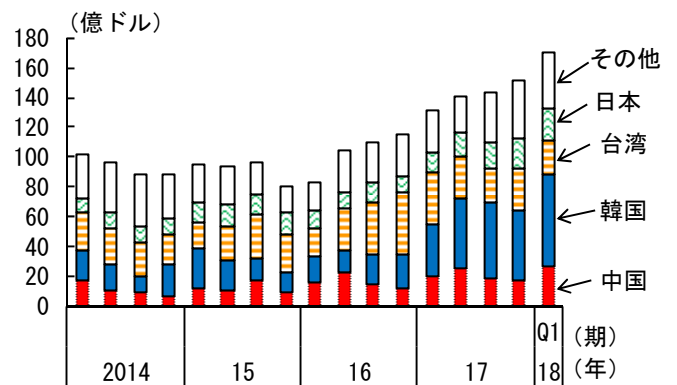
今後については、過剰生産能力の削減や環境汚染対策への取組が、引き続き一部業種の生産に下押し圧力となる一方で、こうした新たな産業が生産をけん引していくものと見込まれる。

第2-4-24図
工業製品の生産量



（備考）中国国家统计局より作成。

第2-4-25図
半導体製造装置の地域別売上高



（備考）一般社団法人日本半導体製造装置協会より作成。

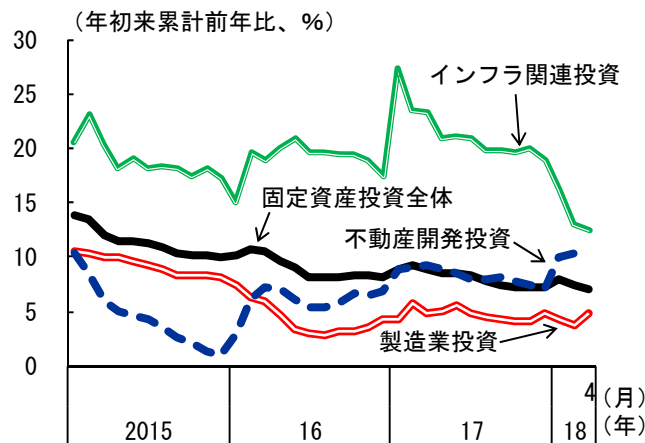
（4）固定資産投資は伸びが低下

本節冒頭でみたとおり、中国経済は、輸出や消費が堅調に推移する一方で、投資は17年後半以降伸びが低下傾向にある。そのため、ここでは固定資産投資の動向をやや詳細にみていきたい。

固定資産投資（年初来累計）は、17年後半以降、伸びが低下傾向となっており、内訳をみると、不動産開発投資が、比較的堅調に推移している一方、固定資産投資をけん引

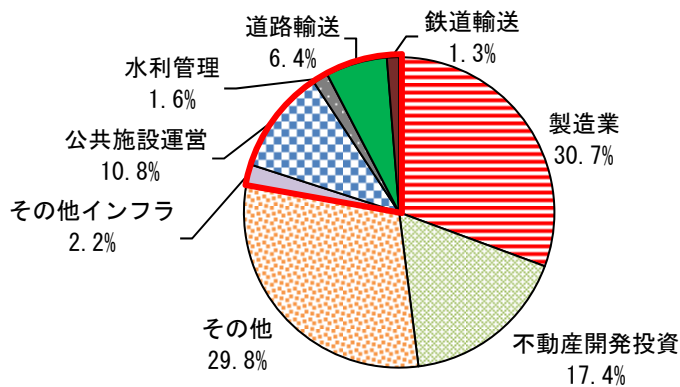
してきたインフラ関連投資は、17年半ばまでは前年比20%台で推移してきたが、その後徐々に伸びが低下し、17年12月以降、同10%台の推移となっている。また、製造業投資は、4%前後と低調な伸びが続いている（第2-4-26図）。以下では、インフラ関連投資、製造業投資、不動産開発投資それぞれの動向を確認していく。

第2-4-26図 固定資産投資



(備考) 中国国家統計局より作成。

(参考) 業種別内訳 (2017年)



(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
2. 太線枠の箇所はインフラ関連投資を示す。

(i) インフラ関連投資

インフラ関連投資は、17年の固定資産投資総額の約2割を占めており、高い伸びで固定資産投資を支えてきたが、17年半ばに前年比（年初来累計）20%を割り込み、その後も伸びの鈍化が続いている（前掲第2-4-26図）。

18年の政府活動報告では、インフラ関連投資について「鉄道投資7,320億元、道路・水運投資1兆8,000億元前後を達成し、建設中の水利プロジェクトへの投資規模が1兆

元に達するようにする」とされている。鉄道投資は、昨年の8,000億元からやや減額されたものの、道路・水運投資は、昨年と同規模となっている。水利投資については、16年、17年には重要水利プロジェクトに新たに着工するとされていたが、18年は建設中のプロジェクトに対する投資規模が示されており、着工から建設段階へとプロジェクトが進展している様子が見えてくる。

以上のとおり、目標からみると、18年のインフラ関連投資は、17年と同程度の水準は維持されるものとみられる。また、予算面では、中央政府のインフラ関連投資については、昨年より300億元多い5,376億元とされたほか、地方政府の投資に関して、地方債務リスクの防止・解消に努める一方で、地方特別債¹⁵を昨年より5,500億元増額し1.35兆元とし、建設中のプロジェクトが円滑に進むよう優先的に支援するとされているが、他方で、17年後半に官民連携（PPP：Public Private Partnership）を通じた違法な資金調達を防止するための措置が強化され、その影響が現れ始めている点には、留意が必要である

¹⁶。

¹⁵収益性のある公益事業向けの資金調達の目的で、地方政府が発行する債券。

¹⁶中国国家统计局は、18年4月15日の記者会見において、インフラ関連投資の伸びの鈍化について、前年の水準が高いことに加え、PPPの乱用防止措置等による影響があるとしている。また、財政部PPPセンター（CPPPC）によれば、17年11月に財政部より公表された「PPPの総合情報管理の規範化に関する通知」を受け、18年4月23日までにPPPプラットフォーム（PPP案件が登録されるデータベース）から削除された案件は1,695件（1.8兆元相当）、全面的な見直しとなった案件は2,005件（3.1兆元相当）に上るとのことである。